

令和8年度富山型GX推進事業業務委託仕様書（案）

1 趣旨

世界的に脱炭素の機運が高まり、本県でも富山県カーボンニュートラル戦略を策定し、カーボンニュートラル実現に向けた取組みを推進している。

こうしたなか、国ではGX推進法の成立やGX推進戦略の策定を通じ、脱炭素関連の投資促進策が実行段階に移行している。特に、成長志向型カーボンプライシング構想に基づき、GX経済移行債を活用した分野別投資戦略に基づく20兆円規模の大胆な先行投資支援や排出量取引制度の本格稼働（令和8年度）、化石燃料賦課金の導入（令和10年度）など、先行インセンティブを付与する政策が展開されている。

本県では、持続可能な成長の実現のためにGXへの適確な対応を促すため、令和7年度は県が作成した「富山県版GX取組み手引書」を活用し、実務担当者及び経営者向けにセミナーを開催したところである。

本業務では、GXの必要性やGHG排出量の算定方法、削減の手段等を学ぶ研修会を通じ、GX人材を育成するとともに、国や自治体の支援制度に関する情報を併せて提供することで、県内事業者のGX対応への機運の醸成、迅速な取組みの実践につなげることを目的とする。

本業務により、県内でGHG排出量削減の目標設定や取組みの実施、SBTやTCFD、EA21等のGX系イニシアティブへの参加など、脱炭素経営へ移行する事業者が増加することで、取引先や消費者から選ばれる存在として持続的な成長の実現を目指す。

2 委託事業名

令和8年度富山型GX推進事業

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

4 委託業務の内容

次の（1）～（2）の業務を実施する。このほか、本業務の目的に沿った効果的な内容であれば、本仕様書案に記載がない事項についても、新たな提案を妨げない。

（1）研修会の企画・実施

① 実施回数

- ・ 4回程度（県東部2回、県西部2回）
- ・ 各回30名程度とする。ただし、実際の募集人数は県と調整のうえ決定すること。

② 実施時期・時間

- ・ 令和8年7月～10月の間で実施することが望ましい。
- ・ 県内企業の利用が見込まれる関連補助金等*の募集スケジュールを調査・確認の上、補助金の募集前、あるいは募集期間中に開催すること。
※ 富山県中小企業トランスフォーメーション補助金、富山県脱炭素化モデル中小企業育成事業費補助金、SHIFT補助金、省エネ補助金、ZEB関連補助金、省エネ診断支援等
- ・ 研修時間は1日（9:00～17:00）で実施することが望ましい。

③ 実施方法

現地開催（富山県内）

- ・ まだ関心が薄い企業群、取組みの実施に至っていない企業群にも広く効果的に働きかけること。

- ・ 企業が迅速に自社のGX対応について検討し、具体的な実装を進めることができるよう、本業務における各種情報提供（国や自治体の支援制度に係る情報等）と併せて、伴走支援・コンサルティングに係る提案や、設備導入に係る提案（省エネ機器や再エネ設備等）、融資メニューの紹介等、GX関連サービスに係る一連の情報をまとめて提供する機会（ワン・ストップ・サービス）として受託者が展開することが望ましい。

④ 参加者

- ・ 県内製造業を始め、建設業、運輸業、宿泊サービス業等、幅広い業種の事業者における実務担当者や商工会議所や金融機関等、日頃から企業の取組みの実践を支援する担当者等

⑤ 研修レベル

- ・ 環境省が認定する脱炭素アドバイザーアドバンスト程度とすることが望ましい。

⑥ 内容（例）

GXの必要性やGHG排出量の算定方法等をわかりやすく学べる内容とする。

ア 国内外におけるGXの動向

企業が脱炭素に取り組むべき理由、GXの必要性、削減目標（SBT）の設定等

イ 削減の手段（カーボンクレジットや国、自治体の支援制度（補助金等））の紹介（参考）

環境省・脱炭素化事業支援情報サイト（エネ特ポータル）

<https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/>

経済産業省・省エネポータルサイト

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/support/

富山県中小企業トランスフォーメーション補助金

<https://www.pref.toyama.jp/1300/sangyou/shoukougensetsu/shoukougyou/transformation.html>

富山県脱炭素化モデル中小企業育成事業費補助金

<https://www.pref.toyama.jp/130131/2025moderu.html>

ウ 演習・テスト

GHG排出量の算定演習、確認テスト等

⑦ 業務内容

ア 企画業務

- ・ 全体の企画立案及び企画書の作成
- ・ 研修会に必要な資料等の作成

イ 広報・周知

- ・ まだ関心が薄い企業群や、必要性を感じているものの取組みの実施に至っていない企業群にも働きかける等、多数の参加が得られるように、効果的な広報や周知（HPや広報誌、各種メディアへの掲載、業界団体への協力依頼等）に努めること。
- ・ 参加募集については、研修会の募集に係るチラシを作成し、業界団体や個社への郵送、HPや広報誌、各種メディアへの掲載等、周知を行うこと。

ウ 研修会の運営管理

- ・ 進行（進行要領等の作成を含む）
- ・ 会場の設営、撤去
- ・ 会場管理者との連絡調整
- ・ 当日の記録
- ・ 参加者アンケートの実施（内容は委託者と調整すること）

エ その他

- ・ 講師の謝金・旅費（受注者以外から招へいする場合）、会場使用料、諸経費の支払に

関すること

- ・ その他、研修会の開催に必要な事項（県との打合せを含む）

（２）業務完了報告書の作成

上記（１）の内容を取りまとめ、業務完了報告書を作成すること。

５ 成果物の提出

本業務の成果物を次表のとおり富山県商工労働部成長産業推進室エネルギー政策課まで提出すること。

区分	数量	提出期限
業務完了報告書（紙媒体）	１部	令和９年３月１９日
本業務で作成した資料等の全ての電子データを収納した電子記録媒体（DVD-R）	２枚	令和９年３月１９日

※ 電子記録媒体に収納する電子データは、Microsoft 社 Word、Excel、PowerPoint 等の編集可能な形式と、PDF 形式の２種類とする。また、電子記録媒体の表面には、委託業務名を付記する。

６ その他

（１）守秘義務

- ・ 受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

（２）再委託

- ・ 受注者は、本業務の全てを自ら実施するものとし、その全部を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、次号の定めに従い、本業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせること（以下「再委託」という。）ができる。
- ・ 受注者は、再委託をする場合は、再委託の相手（以下「再委託先」という。）を明らかにした上で、再委託先の業務の範囲、再委託を行うことの合理性および必要性、再委託先の履行能力等について書面をもって説明し、再委託に先立って発注者の書面による承認を得なければならない。
- ・ 受注者は、前項により再委託を行う場合であっても、再委託先の受託業務の遂行過程および結果に対して、本業務の受注者としての責任を負うものとする。

（３）協議・打合せ

- ・ 本業務の実施に当たり、業務全体の工程や進め方等について、随時、県と情報を共有し、打合せを行う

（４）証拠書類の整理・保存

- ・ 業務の実施に当たり、事業の経費に関する帳簿と全ての証拠書類（見積書、発注書、契約書、請求書、領収書等支払いを証明する書類等）を他の経理と明確に区分して管理し、その内容を明らかにしておくこと。
- ・ 事業の経費に関する帳簿と全ての証拠書類を、本業務委託年度の終了後、５年間保存しておくこと。
- ・ 受注者は、本業務委託に係る会計実地検査が実施される場合には、県に協力しなければならない。

(5) 著作権等の扱い

- ・ 制作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
- ・ 本業務で調査・検討した報告書の内容（電子ファイルを含む。）の所有権や著作権は、原則としてすべて発注者に帰属すること。ただし、受注者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術等に関する権利については、受注者に留保するものとし、この場合、発注者は、当該権利を非独占的に使用できることとする。

(6) 本仕様書に定めのない事項等

- ・ 本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に定めのない事項等については、発注者と受注者との協議により定めるものとする。